傍聴にあたっての注意事項

1　次の各号のいずれかに該当する方は会議を傍聴することはできません。

①　酒気を帯びているもの

②　会議の妨害になると認められる器物等を携帯しているもの

③　前２号に掲げるもののほか教育長が傍聴を不適当と認めたもの

2　次の各号に掲げる行為をしてはいけません。

①　みだりに傍聴席を離れること

②　私語、談話又は拍手等をすること

③　議事に批判を加え、又は賛成を表明すること

④　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること

（ただし、報道関係者が教育長の許可を受けた場合を除く。）

⑤　前号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動をすること

3　傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければなりません。

常陸大宮市教育委員会